

京都プレミアム中食開発支援事業補助金 募集案内(二次募集・概要版)

食に関する先進的な技術等の活用を支援し、京都府産農林水産物に更なる価値を付加する商品づくりを促進します。

【事業対象者】

「京都食ビジネスプラットフォーム」に加盟しており、京都府内に主たる事業所を有し、食関連事業を営む中小企業者及びこれらの事業者が主となって組織するグループ等

【募集期間】

令和6年9月13日（金）～令和6年10月4日（金）17時必着

【補助対象期間】

交付決定日～令和7年2月10日（月）

【補助率等】

補助率：2／3以内、補助上限：50万円

【交付申請書様式等の掲載】

京都府農林水産部流通・ブランド戦略課HP

<https://www.pref.kyoto.jp/brand/news/premium-nakasyoku.html>

【交付申請書の提出先・お問い合わせ先】

申請者又はその主たる事業所が所在する市町村を所管する京都府広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

（京都市、向日市、長岡京市及び大山崎町の方は京都府農林水産部流通・ブランド戦略課）

※詳しくは「13 申請・問い合わせ先」をご覧ください

※一次募集から変更となっている内容がありますので、申請にあたっては必ず京都府HPに掲載されている募集案内をご確認ください。

京都プレミアム中食開発支援事業補助金の御案内（二次募集）

事業対象者

「京都食ビジネスプラットフォーム※」に加盟しており、京都府内に主たる事業所を有し、食関連事業を営む中小企業者等

※京都の食に関連する多様な事業者が消費者ニーズを的確に捉えた新たな価値を創造し、その価値を組み合わせるオープンイノベーションの場として設置。詳細及び加入は京都府のHPから (https://www.pref.kyoto.jp/brand/news/kyotoshokubusinessplatform_annai.html)

補助対象となる取組

京もの食品（商品の特徴づける主たる原材料として、京都府内で生産・製造された農林水産物及び加工品を使用した食品）の継続的な売上確保・需要拡大のために補助対象者が「**京もの食品**」の**新商品を開発**する取組のうち、以下の要件を満たすもの

【要件】以下の2つの項目を含めること

- ①SDGsなど新たな価値を「商品開発」「販売手法」「原材料」のいずれかの段階で付加した取組であること
- ②食に関する先進的な加工技術等を活用した取組であること

※既存商品のリニューアル、単なるメニューの追加等、通常営業の範囲内の取組、農林水産物の一次加工品は対象外

補助率・補助上限額など

2/3以内（補助上限額 50万円）

※補助対象経費のうち、委託費・設備整備費以外の経費が15万円（税抜）以上必要です

※申請状況によって、補助額が上限に満たないことや事業採択されないことがあります

募集期間など

令和6年9月13日（金）～令和6年10月4日（金）17:00必着

※10月4日（金）17時時点の書類で審査を行います。書類に不備があった場合は受付できませんので、注意してください。

※申請書の内容及び今までの補助事業の申請状況など、総合的に勘案し採択します

【注意事項】一次募集から変更となっている内容がありますので、申請に当たっては、必ず、京都府HPに掲載されている募集案内を御確認いただき、必要な申請書類をダウンロードしてください

<https://www.pref.kyoto.jp/brand/news/premium-nakasyoku.html>

補助対象期間 交付決定日 ～ 令和7年2月10日（月）

申請・問い合わせ先

申請者の所在地	窓口	電話番号	Eメール （@以下はpref.kyoto.lg.jp）
京都市、向日市、長岡京市、大山崎町	農林水産部 流通・ブランド戦略課	075-414-4954	ryutsu-brand@
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村	山城広域振興局 農商工連携・推進課	0774-21-3212	y-n-noushoko@
亀岡市、南丹市、京丹波町	南丹広域振興局 農商工連携・推進課	0771-22-0371	n-n-noushoko@
福知山市、舞鶴市、綾部市	中丹広域振興局 農商工連携・推進課	0773-62-2743	c-n-noushoko@
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	丹後広域振興局 農商工連携・推進課	0772-62-4305	t-n-noushoko@

※申請に関して、事前の相談も可能ですので、ご相談ください。

補助対象経費

本事業を実施するために直接必要な経費のうち、以下のものが補助対象となります。

費目	内容	注意点
原材料費	試作品の開発やマーケティング等に必要な原材料に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> 試作、テスト販売等に要するものに限る（通常販売用に用いる物は対象外） 自社で生産したものは対象外 試作やテスト販売での使用量及び試作やテスト販売の実施結果を実績報告時に報告すること（テスト販売を実施する際は、アンケートや販売状況から通常販売の課題の分析等を行い、結果を提出すること）
消耗品費	取得金額が10万円（税込）未満の物品の購入に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> 一般事務品や汎用性の高い物品、食関連事業者が一般的に具備すべき物品は対象外 中古品は対象外 試作やテスト販売での使用量及び試作やテスト販売の実施結果を実績報告時に報告すること（テスト販売を実施する際は、アンケートや販売状況から通常販売の課題の分析等を行い、結果を提出すること）
使用料・賃借料	機器や会場等の借りに必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> パソコン、コピー機など汎用性の高い物品は対象外
通信運搬費	新商品の試作品等の運送に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> 切手代、インターネット利用料等は対象外 原材料等の購入に係る送料は対象外
広告宣伝費 <u>※補助対象経費総額の50%未満まで</u>	新商品・メニュー等のチラシ、パンフレット、HP等の作成や商談会の出展に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> 本事業で新たに実施する取組以外が大半を占めるもの（自社商品全体のパンフレット・HP等）は対象外 1社当たりの広告宣伝費が30万円（税込）を超える場合は、申請時に3社以上による相見積を行い、それらの見積書を提出すること 本事業によりECサイトの構築等を行った場合は、実施状況報告として同販売手法による販売実績の報告を求めます。
役務費	衛生検査、ネットショップの出店登録などに係る経費	<ul style="list-style-type: none"> 商品毎の販売手数料は対象外
委託費 <u>※補助対象経費総額の50%未満まで</u>	試作品製造の部分委託、パッケージデザイン、市場分析、専門家相談等に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> 税理士、弁理士等の費用や本補助金の申請に係る代行経費等は対象外 1社当たりの委託費が30万円（税込）を超える場合は、申請時に3社以上による相見積を行い、それらの見積書を提出すること 委託先が業務の全部又は一部を第三者に再委託した場合は、再委託した業務に係る経費は補助対象外
設備整備費	取得金額が10万円（税込）以上の物品（機械等）の購入に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> 汎用性の高い物品や食関連事業者が一般的に具備すべき物（調理器具、什器、冷蔵庫等）の購入は対象外 中古品は対象外 申請時に3社以上による相見積を行い、それらの見積書を提出すること

※人件費、旅費、宿泊費、家賃、工事・改装費、既存設備等の改造費、支払利息、損失補填、不動産購入費、振込手数料、決済手数料、官公庁に支払う手数料、通信費、租税公課（消費税、収入印紙など）、飲食接待費等は対象外。 [次頁に続く]

[前頁からの続き]

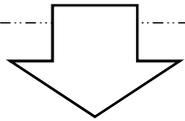
※内訳が不明な経費（「諸経費」など）や帳簿、証憑等により適切な経理処理が行われたことが確認できない経費は対象外。

※支払は、本事業と関係のない支払とは分けて行ってください。本事業の支払であることが明確に確認できない場合、補助金を支払うことはできません。

【補助対象となる新商品開発取組事例】

新たな加工品の開発

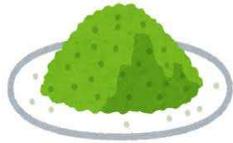
(主たる原材料)
府内産農林水産物
又は 府内産加工品



食に関する先進的な技術等
を活用した新商品開発



急速冷凍技術により、
品質の低下を最小限に
抑えた冷凍食品の開発



粉末化技術を活用し、
栄養を無駄なく摂取
できる加工品を開発

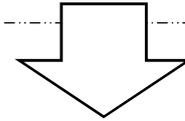


3Dプリンターを活用し、
見た目も美味しそうな
柔らかい介護食を開発

他

既存商品の改良

(主たる原材料)
府内産農林水産物
又は 府内産加工品



既存商品に新たな価値を付加
した新商品の開発



賞味期限を延ばす加工（フリーズドライ加工、
急速冷凍加工、レトルト加工等）を施した商
品の開発

他

※一般的に用いられている技術を活用した商品開発においても申請可能です

※以下の場合には補助外となります

- ・パッケージや味の変更、既存商品のセット品などの既存商品のリニューアル等通常営業範囲内と判断される取組
- ・商品開発を行わず、ECサイトや移動販売等の新たな販売手法のみ導入する取組
- ・申請者がこれまで類似の取組をしたことがある場合
- ・府、国、市町村等が実施する他の補助金等の交付の対象となっている取組

【申請における注意事項】

本事業は、食関連事業を営む中小企業者等の新商品開発を支援するものであり、申請者は事業計画の作成実行及び成果の達成に責任を持って取り組んでいただく必要があります。検討やブラッシュアップのために外部から助言を受けることは差し支えございませんが、申請書及びその他提出書類は申請者自身で作成してください。申請者自身による申請と認められない場合には、事業の適正な遂行、事業完了後の継続的な販売体制が構築されない可能性を踏まえ、当該申請は不採択となります。